

## 低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金申請 Q&A

Q1	補助金を申請できるのはどんな人ですか？
A1	補助金申請時に、補助対象となる軽自動車の所有者(使用している方)で、平成30年度熊谷市軽自動車税を納付した方になります。
Q2	補助対象は軽自動車だけですか？
A2	補助対象は道路運送車両法で定める軽自動車のうち、四輪自動車のみです。小型自動車や、普通自動車は補助対象になりません。
Q3	私の軽自動車は補助対象になりますか？
A3	平成30年5月に発送された、「平成30年度熊谷市軽自動車税納税通知書」をご確認ください。軽自動車の新車登録年月日が「平成29年4月2日～平成30年4月1日」までの方で、軽自動車税が「グリーン化特例(軽課税率)」の対象となっている軽自動車は補助対象となります。法人が所有している軽自動車も補助対象になりますが、自動車販売会社等が所有する販売用軽自動車は補助対象になりません。
Q4	現在熊谷市外に住んでいますが、対象軽自動車にかかる軽自動車税は熊谷市に納付しました。補助対象になりますか？
A4	補助対象になります。ただし、補助金申請時も、軽自動車税を納付した本人が所有者(使用している方)である必要があります。
Q5	運送会社の配達用(事業用黒ナンバー)として軽自動車を購入しました。補助対象になりますか？
A5	補助対象となります。個人・法人どちらでも申請できます。また、補助対象軽自動車は、乗用・貨物・自家用・営業用すべて補助対象となります。
Q6	レンタカー、リース自動車、所有権留保付自動車(ローン支払いの軽自動車)についても補助対象になりますか？
A6	補助対象となります。ただし、申請者一人(一法人)につき10台分までが限度となります。
Q7	平成29年5月に自動車販売会社が新車登録した補助金対象となる軽自動車を、平成29年7月に新古車として購入し、平成30年度の軽自動車税を納付しました。補助対象になりますか？
A7	補助対象となります。ただし、補助金申請時点においても引き続き所有(使用)している必要があります。
Q8	平成29年中に補助対象となる軽自動車を購入し、平成30年度の軽自動車税も納付しましたが、補助金申請前に友人Aに売渡し、名義変更をしました。補助対象になりますか？
A8	補助対象になりません。補助金申請時に、所有者(使用者)=納税者である必要があります。そのため、Aさんも補助対象になりません。
Q9	平成29年中に、平成28年に新車登録された低公害・低燃費軽自動車を中古で購入しました。補助対象になりますか？
A9	補助対象にはなりません。あくまでも、平成29年4月2日以降に新車登録し、平成30年度熊谷市軽自動車税がグリーン化特例(軽課税率)の対象となる軽自動車対象です。
Q10	補助金の対象となる車種の軽自動車を所有していますが、平成30年度熊谷市軽自動車税は減免となり、納付が免除になりました。補助金の申請はできますか？
A10	補助金の申請はできません。納付済の軽自動車税分が補助金の対象となりますので、減免となっている場合は補助対象ではなくなります。
Q11	いつ、どのように補助金申請をしたらいいですか？
A11	申請受付期間は、軽自動車税納期限後の平成30年6月1日から受付を開始し、平成31年3月26日までになります。必要書類をそろえていただき、江南庁舎2階の環境部環境政策課に直接ご提出していただくか、郵送でも受け付けいたします。予算の範囲内で先着順での受付となりますので、交付額が予算額に達した場合、期間内でも受付を締め切る場合があります。
お問い合わせ (提出・郵送先)	〒360-0192 熊谷市江南中央一丁目1番地 江南庁舎2階 環境部環境政策課 ☎048-536-1547(直通)